

2024（令和6）年 10月 7日

福岡地方検察庁小倉支部 担当検察官 殿

八幡西警察署担当司法警察職員 殿

取調べへの立会い申入書

被疑罪名 詐欺

被疑者 A

弁護士 松 井 海 理

第1 申入れの趣旨

- 1 上記被疑者に対して今後実施される取調べの「全過程」を遺漏なく録音・録画するとともに、これを一件記録とともに検察官に送致されるよう申し入れます。
- 2 上記被疑者の今後実施される取調べについて、犯罪捜査規範180条2項に照らし、弁護人を取調べに立ち会わせるよう申し入れます。
- 3 上記被疑者に実施される取調べについて、今後は弁護人も立ち会いますので、取調べの日時・場所等について事前に弁護人と調整するよう申し入れます。

第2 申入れの理由

- 1 取調べにおける任意性の確保について（申入れの趣旨1項）
犯罪捜査規範168条1項は「取調べを行うに当たっては、強制、拷問、

脅迫その他供述の任意性について疑念をいだかれるような方法を用いてはならない。」、同条2項は「取調べを行うに当たっては、自己が期待し、又は希望する供述を相手方に示唆する等の方法により、みだりに供述を誘導し、供述の代償として利益を供与すべきことを約束し、その他供述の真実性を失わせるおそれのある方法を用いてはならない。」と規定し、取調べに際しての一般的な注意事項を定めています。

そのため、被疑者の取調べを行う際には、供述の任意性に疑念を抱かれることが無いように、適切な方法によることを申し入れます。

また、被疑者の供述の任意性に疑念を抱かれないためには、被疑者取調べの全過程を録音・録画し、かつ、被疑者取調べに弁護人が立ち会うことが必要ですので、以下に述べるとおり対応することを求めます。

2 立会いについて（申入れの趣旨2項及び3項）

刑事訴訟法上、弁護人が被疑者の取調べに立ち会うことを妨げる規定はなく、犯罪捜査規範180条2項は、弁護人が被疑者の取調べに立ち会うことが可能であることを前提とした規定です。

被疑者が立会いを求めている以上、これを拒否することは、弁護人の援助を受ける権利及び黙秘権を不当に制限することに他なりません。

以上より、今後の被疑者の取調べに対して、弁護人の立会いを求めます。貴殿らにおいては、当職の立会いのために、今後の被疑者の取調べの日程等を速やかにお知らせください。そして、立会いを前提として、取調べの日程等について、当職と事前に調整することを求めます。

なお、仮に本申入れにもかかわらず、弁護人の立会いが実施されないまま、供述録取書等が作成された場合、将来の公判において、これが証拠請求された際には、違法な手続により得られた証拠として、または任意性に疑いのある調書として、証拠能力を否定する主張をすることとなりますので、予め御

承知おきください。

以上